

排出抑制促進措置に係る定期報告に関する定めるべき事項の骨子（案）

1. 提出方法

排出抑制促進措置に係る定期報告は、毎年度6月末日までに、指定の様式による報告書を提出してしなければならないこと。

2. 報告事項

定期報告によって報告するべき事項は、前年度における次に掲げる事項とすること。

(1) 容器包装を用いた量

小売業に属する事業において用いられる主要な容器包装の素材ごとに、前年度において容器包装を用いた量[kg]を記載する。

対象となる品目としては、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）以外のもの）、段ボール製容器包装を想定。

(2) 判断の基準に基づき実施した取組及びその他の容器包装の使用の合理化に関する実施した取組

判断の基準の各事項に基づき前年度に実施した具体的取組を報告する。なお、フランチャイズチェーンの事業を行っている者にあっては、判断の基準において事業者は関係事業者との連携を図ることとされていることを踏まえ、チェーン全体で実施した取組の内容及びその効果（容器包装の使用量を含む。）についても報告することとする。

(3) 売上高、店舗面積その他の容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値

(4) 容器包装の使用原単位

過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況について報告する。容器包装の使用原単位とは、容器包装を用いる量を、上記（3）の売上高その他の容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値で除して得た数値をいう。

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定期の報告）

第七条の六 指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため取り組んだ措置の実施の状況に関する事項を主務大臣に報告しなければならない。

※下線は関係部分